

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和3年4月15日（木曜日）
午後3時6分開会、午後3時54分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、小笠原担当書記、及川併任書記、田澤併任書記、後藤併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
石田企画理事兼環境生活部長、菊池副部長兼環境生活企画室長、
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、
尾形環境生活企画室企画課長、
前田若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長
 - (2) 保健福祉部
野原保健福祉部長、村上副部長兼保健福祉企画室長、工藤理事心得、
佐々木医療政策室長、中里子ども子育て支援室長、畠山保健福祉企画室企画課長、
阿部地域福祉課総括課長、三浦医療政策室感染症課長、
日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 環境生活部関係審査
議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第1号）
第1条第2項第1表中
歳出 第3款 民生費
第2項 県民生活費

(2) 保健福祉部関係審査

議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費、第2項県民生活費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の提出議案について御説明申し上げます。

令和3年度の補正予算についてでございます。議案(その1)、3ページをお開き願います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)のうち環境生活部の補正予算額は3款民生費、2項県民生活費の1,721万8,000円の増額補正であり、補正後の当部関係の歳出予算総額は107億2,765万9,000円となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略し、事業について簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、お手元の予算に関する説明書の5ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、2項県民生活費、3目青少年女性対策費であります。女性のためのつながりサポート事業費は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により孤独、孤立で不安を抱える女性を支援するため、窓口での対応や出張相談などの相談体制の整備、女性が安心して過ごすことができる居場所の提供、女性用品の提供等に要する経費を措置しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**佐々木努委員** この事業は、コロナ禍で女性の自殺、特に若年層の自殺者が多くなったという背景があり、国として何らかの対策をとということで、国の考え、事業設計を受けて県も実施するものと認識しております。このコロナ禍でひとり親家庭、特に母子家庭の方々が非常に大きな影響を受けているということで、ひとり親家庭、母子家庭に対するさまざまな支援、今回国では給付金という形で予算措置もされております。

こういう方への支援というのは福祉サイドでやられてきたと思います。福祉サイドで女性のさまざまな悩み相談等に対応してきたわけでありまして、それから女性の活躍支

援という面では、岩手県男女共同参画センターが窓口になって、さまざまな女性の相談に対応しております。今回この事業を立ち上げて、新たに相談体制を構築するということではありますが、具体的にどこで誰がどのように対応していくのかを教えてくださいたいと思います。

それから女性用品、具体的に言えば生理用品を準備しているということであると思いますが、これについてはどこで、どういう場面でどのように、どういう理由で配布をする考えなのか、どの程度の量を想定しているのかについてもお聞きしたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 まず1点目の相談体制等につきまして、どのように対応するのかというお尋ねでございます。国の緊急支援策の地域女性活躍推進交付金で、地方公共団体がNPOなどの知見を活用して、孤独、孤立で不安を抱える女性に対し、きめ細かい寄り添った相談支援を充実させるためのメニューが設けられました。この交付金を活用して今回県でも予算化したところでございます。

現在県では、岩手県男女共同参画センターが窓口になり、女性からの相談などを受けております。国の要綱では、その知見を活用して実施するということですので、岩手県男女共同参画センターを運営しているNPO法人であるとか、女性支援活動を実施している団体の中から委託先などを今後検討いたします。相談体制は3名程度を想定しており、そこで電話や対面しての相談、またSNSなどの活用によりまして、相談対応したいと考えております。

2点目の生理用品の提供につきましては、交付金が活用できるものでありますが、こちらは相談窓口であるとか、女性が安心して過ごせる居場所づくりを考えております。

具体的にこれが欲しいとか、そういう相談はなかなか来ないと思われ、また生理用品を一律に提供することはなじまないと思われしますので、相談窓口や女性が安心して過ごせる居場所にいらした方に、必要に応じて提供したいと考えております。延べ3,000人くらいに提供できるように準備をすることとしております。

○佐々木努委員 この事業は全国全ての都道府県でやるものではなく、積極的にやろうとしているところが手を挙げてやるということで、県が今回の臨時会に予算措置をしたことについては、非常に評価するところであります。

冒頭で申し上げましたが、福祉サイドでも同じような相談窓口があり、そして岩手県男女共同参画センターでも行っている。今回新たに構築するに当たっては、ぜひ保健福祉部と連携し、これは当然のことですけれども、岩手県男女共同参画センターの意見、そこに委託するかどうかはこれからだと思えるのですけれども、実際に対応している方々の意見をしっかり聞いて事業設計、制度設計をしてほしいと思います。

県で、国の要綱に沿って生理用品も女性用品も対象になるから配布するという短絡的なことではなく、必要な方々に対して、本当に必要な支援が何なのかということ、国の考えとは別に県独自でリサーチをして意見交換して考えてほしいと思います。そうしないと、せっかく事業を立ち上げて予算をつけてもうまく機能しなかったということが

絶対に出てくると思っています。聞くところによると、県内4カ所を拠点にし、そして全部の市町村を年に1回は回る形だと思いますが、果たしてそういうやり方でいいのか疑問に思うところもあります。

日中は仕事をしていて、相談できるのは夜間しかないという方々にどう対応していくとか、相談者に本当に寄り添った形の事業になるように、繰り返しになりますが、委託先とじっくりと相談して、焦らなくてもいいと思うので、しっかりとした体制を構築して事業を進めてほしいと思いますが、石田企画理事兼環境生活部長、所感がありましたらお願いします。

○石田企画理事兼環境生活部長 この事業は、困難を抱える女性のための予算として国で追加措置されたもので、県としても活用しようというものでございます。国は6月の実施を考えておりますので、委員がおっしゃったとおり、本当に必要な内容は何なのかを県でも市町村あるいはNPO、団体の声を十分に聞いていきたいと思っています。

我々で聞き取りした内容あるいは保健福祉部サイドから得た話によりますと、電話相談ではなかったのですけれども、例えば年末のおせちとかを配ったときのアンケートでは、実際にやっぱり困っていると。相談に来られない方がやっぱりいらっしゃるのではないかということもありますので、こういう相談体制を県民の皆さんにきちっと周知理解していただけるよう、そのことにも力を注いでいきたいと思っています。

○千田美津子委員 今、佐々木努委員がお話しされたことに本当に尽きるのではないかと思います。この事業の利用価値といいますか、非常に重要だと思います。ただ、これまでになかったものですから、どういうふうに県民が受け取って、本当に必要な方にどうすれば届くかという部分がやっぱり一番の疑問になると思います。

そういった点で、岩手県男女共同参画センター等を行き来しながらということになるのかもしれませんが、中心的なところが1カ所、そして県内で4カ所程度、そういう居場所等をつくっていくということも盛り込まれているようですが、やっぱり電話ではなかなか言えない。かといって盛岡市まで行って相談することもできない。自分たちの生活圏内において、あそこに行けば何かできる、何か対応してくれると思える拠点が必要だと思います。

社会福祉協議会とか福祉事務所とかあるのですけれども、それと違った、もうちょっと気軽に行ける居場所があればいいと思いますので、ぜひ利用したいと思えるような場所にしていただきたいと思います。

それで出張相談ということで、県内各市町村を回るという構想があるようですが、これは何か相談したという経過があったのかどうか。全部回ればいいというものでもないもので、その辺をどうやるのかというのが一つです。

それから生理用品について、今女性が貧困の中で必要なものが買えないというのは非常にあります。ただ先ほどの説明だと、相談窓口や女性が安心して過ごせる居場所に来られた方、3,000人分ぐらいを確保するということですが、それもここに行けばそういう

支援があるという目につくような宣伝というか周知を、一工夫も二工夫もしていくことが必要です。せつかく大事な視点の事業でありますので、その辺についてぜひ関係の方々と連携を取りながらやっていただきたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 一つ目の出張相談のやり方を工夫するべきではないかというところがございます。今のところ一つ中心になるようなNPOなどが出張することを想定しておりますけれども、なかなか声を上げにくいような方に間口を広げて、ハードルを下げるにはどうすればいいか、関係部局はもちろんですけれども、市町村や市町村の社会福祉協議会、あとは子ども食堂のネットワークのような方々からも御意見いただきながら事業を組み立てていきたいと思っております。

2点目の生理用品の関係の周知であります。全国では特に若年層の女性にそういったニーズがあると、報道などでは聞いております。今後、相談窓口もですけれども、どういうニーズがあるのか。教育委員会であるとか、学校、大学といったところからも聞きながら、本当に必要な方に提供できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○千田美津子委員 国の地域女性活躍推進交付金で追加された部分について、つながりサポート型ということですが、言ってみればNPO等の知見を活用しながらきめ細かい対応ができるようにということだと思います。それ自体はいいのですけれども、一つの法人に委託したからいいと安心しないで、地域のネットワークというか、男女共同参画推進員とかいろんな方々がいらっしゃいますので、そういうところに一緒に入ってもらい実態を把握したり、中央に来てもらうのではなくて、各市町村なりに出かけて行って、どういうものが必要か一緒に対策を立てていくことがすごく大事だと思います。

待ち受け型ではなくて、それこそ出かけて行って、訪問支援ではないけれども、そういう感じでやっていくことがこの事業の中身を充実させることにつながると思うので、ぜひそういった部分にも力を入れていただきたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今回のつながりサポート型ということで、地元に出向いて、どんどん対応していくべきだというような議論でございますけれども、県内にもNPO法人等、民間で女性の活動を支援している団体があります。そういったところからいろいろ聞きながら、また中には地域に行くちょっと目立つので、かえって地元だと行きづらいという声もあって聞いております。こういったところも県内各地域、市町村などの意見も聞きまして、なるべく間口を広く、また男女共同参画推進員などにも御協力いただきながら、なるべく多くの方が行けるような窓口にしてまいりたいと思っております。

○小林正信委員 先ほど少しお話がありましたけれども、女性の貧困、また生理の貧困と言われている部分は圧倒的に大学生が多いのかと思います。大学とも連携をとるといってお話もありましたけれども、現在は5人に1人の大学生が生理用品が買えないような状況になっているというデータもあります。やっぱりアルバイトがなくなった大学生が多く、そういったところにアプローチし、生理用品の配布を通じて支援をしていく必要

があると思います。大学としっかり連携して、貧困状態にある学生の支援についてどういったことができるのか。大学でも窓口をつくっていただくとか、そういう取り組みも必要と思います。

あとはSNSを活用されるということでしたけれども、圧倒的に若い方が貧困状態にあり、紙媒体もいいかもしれませんが、ネット上のアプローチ。SNS、ツイッターとかInstagramみたいなものを使って広報、周知啓発するのも一つの手かと思います。そういったところも委託先としっかりと連携し、また県としても例えば県のツイッターやInstagramとかで広報して敷居を下げていただく。やはり女性にとって生理用品を取りに行くのは少し抵抗感があり、恥ずかしいというのもあると思います。そういった部分にも配慮しながら、SNSを活用し、委託先とも協力してやっていただきたいと思いますけれども、そのあたりの所見をお聞きします。

○**前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 1点目の大学生を中心とした若年女性への支援ということですが、庁内の関係部局が県内の大学に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で休学や退学がふえたという状況は、今のところないとのことでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予想以上に長期化しており、孤独、孤立に陥る学生がふえてくるということも懸念されます。生理用品の提供は一例だと思いますけれども、大学などと連携しそういった学生に対する支援も考えていきたいと思っております。

2点目の周知の方法であるとか、SNSの活用についてであります。やはりこれも若年層の方が気軽に、内容によっては気軽にというわけにはいかないと思っておりますけれども、相談しやすいような形にしたいと思っております。県でも新型コロナウイルス感染症対策に関する相談であるとか、支援策について、ホームページを初めさまざまな媒体で周知していく予定です。関係部局とも連携しながら、こういった周知がなるべく行き渡る方法になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○**小林正信委員** ホームページを見に来る人はいるのでしょうかけれども、県のLINEの活用が非常にすばらしいと思います。LINEも問題がありましたが、プッシュ通知型の情報提供というのは、県もLINEを使ってうまくやっているという気がしますので、積極的に混ぜ込んでいく取り組みも重要だと思います。ホームページを充実させることと同時に、そちらの発信の充実が今急務だと思いますので、その点だけ一つお願いして終わりたいと思っております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第1号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費のうち保健福祉部関係、第4款衛生費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**村上副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部関係の補正予算議案1件について御説明申し上げます。

議案第1号令和3年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。議案（その1）の3ページをお願いいたします。一般会計補正予算（第1号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費の4億8,188万円余の増額と、4款衛生費、1項公衆衛生費の7,036万円余の増額で、総額5億5,225万円余の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,538億7,827万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の4ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の生活福祉資金貸付事業推進費補助は、生活福祉資金特例貸付の申請期限が令和3年6月30日まで延長されたことに伴い、資金の貸し付けを岩手県社会福祉協議会が行うための貸付原資への補助に要する経費を増額しようとするものであります。

6ページに飛びまして、3項児童福祉費、3目母子福祉費のひとり親家庭等セルフサポート事業費は、高等職業訓練促進給付金の支給対象となる職業訓練について、これまで養成期間1年以上の国家資格に加え、6カ月以上の民間資格にも拡充されたことに伴い、給付金の支給に要する経費を増額しようとするものであります。また、自立に向けて母子・父子自立支援プログラムによる就労に取り組むひとり親世帯への住居の借り上げに必要となる資金の貸し付けを岩手県社会福祉協議会が行うための貸付原資に対し補助しようとするものであります。

次の低所得ひとり親世帯給付金給付事業費は、低所得のひとり親世帯を支援するため、

子供1人当たり5万円の特別給付金を支給しようとするものであります。

7ページに参りまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、3目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、医療機関のかかり増し経費への支援や専門相談窓口の設置に要する経費を増額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**岩城元委員** それでは、大きく3点ほどお聞きしたいと思います。

一つ目はひとり親家庭等セルフサポート事業費であります。今回6カ月以上の民間資格の取得という期間の部分が拡充されたということですが、具体的にどのような資格になるのか、またどの程度の人数というか、規模を見込んでいるのかお聞きします。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** ひとり親家庭等セルフサポート事業費で拡充された部分であります。これまでの看護師、保育士等に加えまして、6カ月以上の訓練を必要とする民間資格としまして、例えばウェブクリエイターであるとか、輸送機械運転関係などの技術を身につけるための訓練について対象に加えるという通知が国からあったところでございます。この事業の対象者につきましては、今般の補正予算におきましては約10名を見込んでおり、経費としまして1,680万円ほどを計上しているところでございます。

○**岩城元委員** 見込みが10名で1,680万円ということですのでよろしいですね。国家資格を含めた部分もあると思いますので、期間が長い資格取得の人もいらっしゃるという認識でよろしいですね。

次に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助についてであります。これは児童扶養手当の受給者に対する家賃の借上資金の貸し付けとお聞きしていますが、貸付額は一人当たりどの程度になるのか、また何人ほど支給対象がいると見込んでいるのか。コロナ禍もどこが収束というのが見えないので、そうした際の何かしらの猶予措置、減免措置があればお知らせください。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助であります。まず貸付額につきましては、1人当たり月額4万円を上限としまして11カ月以内とされているところでございます。また支給対象の要件が、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者とされておりまして、13名を見込んでいるところでございます。この貸し付けにつきましては、貸し付けを受けた日から1年以内に就職をしまして、1年間継続して就業した場合は償還を免除するという規定となっております。

○**岩城元委員** プログラムの中でしっかり勉強いただいて、就業もしてもらおうという方向でサポートしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目ですが、低所得ひとり親世帯給付金給付事業費は、昨年度実施した事業の拡充

になると思いますが、スキームはどういう違いがあるのか。先ほど1人5万円という説明がありましたので、恐らく増額されたと思っておりますが、その辺の違いをお知らせいただきたい。また県内の支給対象児童というのは何人ぐらいを見込んで、さらにはいつこれが支給になるのかお知らせください。

○日向特命参事兼次世代育成課長 低所得ひとり親世帯給付金給付事業費のスキームにつきましては、昨年度2回、ひとり親世帯等を対象としまして給付金を支給したところでありますが、対象は原則同じとされております。児童扶養手当の受給者、それから児童扶養手当の支給が収入等の影響で停止されている方、それから児童扶養手当は受給していないのですけれども、収入が減ったひとり親の三つの類型が示されております。

支給対象児童につきましては、今般の補正予算は、県分の支給が町村分を担当するということでございますので、県分の対象人数としましては2,700人程度、市が支給する分につきましては1万3,700人程度、合計で1万6,500人程度を見込んでいるところでございます。

支給開始につきましては、国からは5月に支給を開始できるように準備をするよう通知が来ているところでありますが、特に児童扶養手当受給者につきましては対象者が把握できておりますので、可能な限り早急に支給できるようにしたいと思っております。また申請が必要な方につきましても、準備が整い次第早急に支給できるように取り組んでいきたいと思っております。

○千田美津子委員 大きく分けて二つですが、まず一つは今御質問のありましたひとり親家庭等セルフサポート事業費の中の高等職業訓練促進給付金についてお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁で10名を見込むということでした。非常に大事な事業で、資格を取得してこれからの生活を担うのに十分なふさわしい制度ですけれども、手を挙げる人がなかなかいないということです。県の予算になってはいますが、制度の利用に当たって以前は市町村で条例化していないと使えなかったですが、今もそういう形になっているのかどうか。もしそうだとすると枠がやっぱりなかなか使えないと思うので、その点が一つ。

それから、6カ月以上の民間資格もふえたということで、それはそれで非常にいいことなのですが、やっぱり利用してもらえるようにアピールがぜひ必要だと思うのですが、その点もお聞きします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 高等職業訓練促進給付金につきましては、市町村が条例化することなく、事業として実施することが可能となっております。県は町村分を担当しまして、市は市で支給をするということになってはおりますが、先ほど申しました県分については町村分の10名ということになりますけれども、市の令和元年の実績ですと38名が今回の拡充前の看護師、保育士等の資格取得で給付を受けております。この給付金につきましては、窓口が福祉事務所ということもございますので、低所得のひとり親への給付金とあわせまして、これから広報し周知を図っていきたいと考えております。

○千田美津子委員 ここに載っているのは町村分の10名ということですね。それで、市段階で私も相談を受けて、そのときにまだ条例化になっていないということが相当前にありました。県内で条例化している市はどれくらいかわかりますか。もし少なければ、私は本当に困っている人たちにこういう制度を利用してもらうためには、そういうのをふやすべきだと考えるので、相当前に言ったことはあるのですが、もしおわかりであればその点をお聞きします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 先ほども御説明しましたけれども、これは条例化自体は必要ないということをごさいます。対象者がいれば各市、それから振興局で給付するというごさいます。事業実施自体は、各市も取り組んではおりますけれども、中には対象者がいらっしやらない市もあり、ある程度ばらつきはございますけれども、全ての市で取り組んでいるというところをごさいます。

○千田美津子委員 それではもう一点ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で、医療機関のかかり増し経費の増額という説明がありました。資料では、医療関係者への接種の部分で3カ月分を見て予算化しているように見受けられたのですが、その3カ月というのはどういう基準で見たのかお聞きしたいと思います。

○佐々木医療政策室長 これは県の役割の医療従事者への接種という部分での予算でございます。今月から始まっており、大体6月中をめどに終了することになっておりますので、その3カ月ということをごさいます。

○千田美津子委員 そうすると、例えば高齢者とか一般県民については直接、国から市に支援になるということでしょうか。

○佐々木医療政策室長 それぞれの市町村の部分につきましては、基本的には1回につき2,070円という接種の単価が示されておりますけれども、それぞれの市町村においてそれ以上にかかり増しが出るとか、必要な経費が出てくるということであれば、その分については国庫補助の対象になると国からも回答いただいております。それぞれの市町村で、その状況に応じて対応することになると思っております。

○千田美津子委員 医療関係者、高齢者も始まったところだと思いますが、この間医療関係者の接種の予定表を見せていただいても、やっぱりそれぞれで全然違うわけです。そういう中で、ワクチンの供給見込みがちゃんとわかっていないという部分で、県も市町村も非常に苦労しているのが実態だと思います。

ただ現実ワクチンがどんどん届いても、今度はそれらのシステムを回すための市町村の責任が出てくるのですが、すごく差が出てくるのではないかと思います。そのときに、例えば県であれば医療関係者のかかり増し部分の責任を持てばいいということのようですが、それ以外の部分では本当にちょっと見通しが立たない状況になるわけです。それらについてはほとんど県がかかわらないで、例えばかかり増し費用みたいなのは、市町村が直接国に求めるということになるのでしょうか。

○佐々木医療政策室長 個別の予算については、それぞれの市町村ということになるか

と思いますけれども、市町村のそれぞれの取り組みについて、県も調整していくという役割もございますので、高齢者の接種の体制について日々市町村とも話し合いをしながら進めております。あとは市町村ごとのいろいろな医療資源の状況に応じて、例えば二次医療圏内での共同接種も行っているところがございますし、あとは他の医療圏からの診療応援ということも検討していく必要があるということで、いろいろ調整等を進めているところでございます。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。